

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公開番号】特開2009-173388(P2009-173388A)

【公開日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2008-13245(P2008-13245)

【国際特許分類】

B 6 6 B 5/02 (2006.01)

B 6 6 B 5/00 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 5/02 P

B 6 6 B 5/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月8日(2010.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信網と、エレベータかごの運転を制御するエレベータ制御盤と、前記エレベータかごが設置されている建物における地震を感知する地震感知器とに接続され、前記通信網から地震警報情報を受信する地震情報受信部と、前記地震感知器における地震感知状況を解析して、地震の終了を判断する地震判断部と

、前記地震情報受信部が地震警報情報を受信した際に前記エレベータ制御盤に対して前記エレベータかごの運転を平常運転から地震時管制運転に切替えるよう指示し、前記地震判断部が地震の終了を判断した際に前記エレベータ制御盤に対して前記エレベータかごの運転を地震時管制運転から平常運転に切替えるよう指示する運転指示部とを有することを特徴とするエレベータ運転管理装置。

【請求項2】

前記エレベータ運転管理装置は、

複数のエレベータかごの運転を制御する複数のエレベータ制御盤と、前記複数のエレベータかごに設置されている複数の地震感知器とに接続され、

前記地震判断部は、

前記複数の地震感知器のうちのいずれかの地震感知器が地震を検知した後、当該地震感知器が地震を検知していない状態になった場合に、地震の終了を判断し、

前記運転指示部は、

前記地震判断部が地震の終了を判断した際に前記複数のエレベータ制御盤に対して、各々が制御対象とするエレベータかごの運転を地震時管制運転から平常運転に切替えるよう指示することを特徴とする請求項1に記載のエレベータ運転管理装置。

【請求項3】

前記エレベータ運転管理装置は、

複数のエレベータかごの運転を制御する複数のエレベータ制御盤と、前記複数のエレベータかごに設置されている複数の地震感知器とに接続され、

前記地震判断部は、

前記複数の地震感知器を2以上のグループに分類し、

前記複数の地震感知器のうちのいずれかの地震感知器が地震を検知した後、当該地震感知器が地震を検知していない状態になった場合に、地震の終了を判断するとともに、当該地震感知器が設置されているエレベータかごを制御対象としているエレベータ制御盤及び当該地震感知器と同じグループに属する地震感知器が設置されているエレベータかごを制御対象としているエレベータ制御盤を選択エレベータ制御盤として選択し、

前記運転指示部は、

前記地震判断部が地震の終了を判断した際に、前記地震判断部により選択された選択エレベータ制御盤に対して、各々が制御対象とするエレベータかごの運転を地震時管制運転から平常運転に切替えるよう指示することを特徴とする請求項1に記載のエレベータ運転管理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係るエレベータ運転管理装置は、

通信網と、エレベータかごの運転を制御するエレベータ制御盤と、前記エレベータかごが設置されている建物における地震を感知する地震感知器とに接続され、

前記通信網から地震警報情報を受信する地震情報受信部と、

前記地震感知器における地震感知状況を解析して、地震の終了を判断する地震判断部と

、  
前記地震情報受信部が地震警報情報を受信した際に前記エレベータ制御盤に対して前記エレベータかごの運転を平常運転から地震時管制運転に切替えるよう指示し、前記地震判断部が地震の終了を判断した際に前記エレベータ制御盤に対して前記エレベータかごの運転を地震時管制運転から平常運転に切替えるよう指示する運転指示部とを有することを特徴とする。